

○北海道資源管理方針の一部改正について

漁業法(昭和24年法律第267号)第14条第9項の規定に基づき、北海道資源管理方針(以下「道方針」という。(令和2年12月1日公表、令和3年3月29日一部改正))の一部を次のように改正し、同条第10項において準用する同条第6項の規定に基づき公表する。

令和3年6月30日

北海道知事 鈴木 直道

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分(以下「傍線部分」という。)でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	改正前 (令和3年3月29日一部改正)
<p>北海道資源管理方針 第1～第7(略)</p> <p>第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針 特定水産資源についての具体的な資源管理方針は特定水産資源ごとに「別紙1-1 さんま」から「別紙1-13 ずわいがにオホーツク海南部」に、それぞれ定めるものとする。</p>	<p>北海道資源管理方針 第1～第7(略)</p> <p>第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針 特定水産資源についての具体的な資源管理方針は特定水産資源ごとに「別紙1-1 さんま」から「別紙1-10 するめいか」に、それぞれ定めるものとする。</p>
<p>(別紙1-1 さんま) 第1 (略) 第2 1 (略)     (1) ①～③ (略)     (2) ① (略)         ② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで(ただし、<u>漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区</u></p>	<p>(別紙1-1 さんま) 第1 (略) 第2 1 (略)     (1) ①～③ (略)     (2) ① (略)         ② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで</p>

分の漁獲量が当該知事  
管理漁獲可能量を超え  
るおそれなくなった  
と認めるときは、この限  
りではない。)

陸揚げした日から3  
日以内

2 (略)

(1) ①～③ (略)

(2) ① (略)

② (第2-1-(2)-  
②に同じ)

第3 (略)

第4 漁獲可能量による管理以外の手  
法による資源管理に関する事項

さんま漁業については、漁業者に  
よる自主的な漁獲可能量の管理を  
推進するため、関係者による「さん  
ま漁業におけるさんま資源の保存  
及び管理に関する協定」の維持を奨  
励し、将来的に法124条に基づく協  
定への移行を検討する。

加えて、漁獲可能量による管理以  
外の手法として、漁獲努力量による  
管理を行うこととする。この場合に  
おける当該漁業に係る漁獲努力量  
(漁船隻数)の上限は、23,500隻と  
する。

陸揚げした日から3  
日以内

2 (略)

(1) ①～③ (略)

(2) ① (略)

② (第2-1-(2)-  
②に同じ)

第3 (略)

第4 漁獲可能量による管理以外の手  
法による資源管理に関する事項

さんま漁業については、漁業者に  
よる自主的な漁獲可能量の管理を  
推進するため、関係者による「さん  
ま漁業におけるさんま資源の保存  
及び管理に関する協定」の維持を奨  
励し、将来的に法124条に基づく協  
定への移行を検討する。

第2の2の北海道さんまを漁獲す  
るその他漁業管理区分においては、  
現状の漁獲努力量を増加させること  
がないよう、許可隻数、承認隻数、免  
許統数等については現状どおりとし  
て従来<sub>の</sub>操業規制と同様の規制に基  
づいて操業することとし、この結果、  
漁獲実績が前年の漁獲実績程度にな  
るように努めるものとする。

<p>(別紙 1-2 まあじ)</p> <p>第 1～第 3 (略)</p> <p>第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項  <u>漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量(漁船隻数)の上限は、23,500 隻とする。</u></p> <p>第 5 (略)</p>	<p>(別紙 1-2 まあじ)</p> <p>第 1～第 3 (略)</p> <p>第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項  <u>漁獲可能量による管理以外の手法として、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許認可隻数、免許統数等については現状どおりとして従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度になるよう努めるものとする。</u></p> <p>第 5 (略)</p>
<p>(別紙 1-3 まいわし太平洋系群)</p> <p>第 1 (略)</p> <p>第 2 1 (略)</p> <p>(1) ①～③ (略)</p> <p>(2) ① (略)</p> <p>② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで(ただし、<u>漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと認めるときは、この限りではない。</u>)</p> <p style="text-align: center;">陸揚げした日から 3 日以内</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) ①～③ (略)</p> <p>(2) ① (略)</p> <p>② (第 2-1-(2)-② に同じ)</p> <p>第 3 (略)</p>	<p>(別紙 1-3 まいわし太平洋系群)</p> <p>第 1 (略)</p> <p>第 2 1 (略)</p> <p>(1) ①～③ (略)</p> <p>(2) ① (略)</p> <p>② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで</p> <p style="text-align: center;">陸揚げした日から 3 日以内</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) ①～③ (略)</p> <p>(2) ① (略)</p> <p>② (第 2-1-(2)-② に同じ)</p> <p>第 3 (略)</p>

<p>第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項  <u>漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量（漁船隻数）の上限は、23,500 隻とする。</u></p> <p>第5 （略）</p>	<p>第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項  <u>第2の2の北海道まいわし太平洋系群を漁獲するその他漁業管理区分においては、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許認可隻数、免許統数等については現状どおりとして従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度になるように努めるものとする。</u></p> <p>第5 （略）</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

「別紙1-10 するめいか」の次に、「別紙1-11 まさば及びごまさば太平洋系群」から「別紙1-13 ずわいがにオホーツク海南部」までを加える。

(別紙 1-11 まさば及びごまさば太平洋系群)

第 1 特定水産資源

まさば及びごまさば太平洋系群

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 北海道まさば及びごまさば太平洋系群漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、まさば及びごまさばの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

定置網漁業（知事が免許する漁業で漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。）第 60 条第 3 項に規定する定置漁業及び同条第 5 項第 2 号に掲げる第二種共同漁業（小型定置網による漁業及び底建網による漁業に限る。）並びに北海道漁業調整規則（令和 2 年北海道規則第 94 号。以下「漁業調整規則」という。）第 5 条第 1 項(28)及び(29)に掲げる漁業をいう。以下同じ。）並びにまさば及びごまさばを漁獲する漁業（北海道に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が行う、定置網漁業を除くまさば及びごまさばを採捕する漁業をいう。）

③ 漁獲可能期間（注）漁獲可能量を管理する期間

7 月～翌年 6 月

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日までとする。

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を北海道まさば及びごまさば太平洋系群漁業区分に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量（漁船隻数）の上限は、23,500 隻とする。

第 5 その他資源管理に関する重要事項

特になし

(別紙 1 - 12)

第 1 特定水産資源

ずわいがに北海道西部系群

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 北海道ずわいがに北海道西部系群漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和 38 年農林省令第 5 号。以下「許可省令」という。）別表第 1 のずわいがに漁業の項の中欄第 3 号に掲げる海域（外国の領海及び排他的経済水域を除く。）のうち、②の対象とする漁業がずわいがに北海道西部系群の採捕を行う水域をいう。

② 対象とする漁業

かにかご漁業（漁業調整規則第 5 条第 1 項(18)に掲げる漁業をいう。以下同じ。）

③ 漁獲可能期間（注）漁獲可能量を管理する期間

7 月～翌年 6 月

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで

② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から 3 日以内

2 北海道ずわいがに北海道西部系群を漁獲するその他漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

許可省令別表第 1 のずわいがに漁業の項の中欄第 3 号に掲げる海域（外国の領海及び排他的経済水域を除く。）のうち、②の対象とする漁業がずわいがに北海道西部系群の採捕を行う水域をいう。

③ 対象とする漁業

ずわいがにを漁獲する漁業（北海道に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が行う、かにかご漁業を除くずわいがにを採捕する漁業をいう。）

- ③ 漁獲可能期間（注）漁獲可能量を管理する期間  
7月～翌年6月
- (2) 漁獲量の管理の手法等  
当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。
  - ① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）  
陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで
  - ② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。）  
陸揚げした日から3日以内

### 第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、それぞれの知事管理区分における漁獲実績を基礎とし、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いたうえで配分するものとする。

### 第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

第2の2のずわいがに北海道西部その他漁業管理区分においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量（漁船隻数）の上限は、12,600隻とする。

### 第5 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

(別紙 1 - 13)

第 1 特定水産資源

ずわいがにオホーツク海南部

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 北海道ずわいがにオホーツク海南部漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

許可省令別表第 1 のずわいがに漁業の項の中欄第 4 号に掲げる海域（外国の領海及び排他的経済水域を除く。）のうち、②の対象とする漁業がずわいがにオホーツク海南部の採捕を行う水域をいう。

② 対象とする漁業

かに固定式刺し網漁業及びずわいがにを漁獲する漁業（北海道に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者が行う、かに固定式刺し網漁業（漁業調整規則第 5 条第 1 項（2）、以下同じ。）を除くずわいがにを採捕する漁業をいう。）

③ 漁獲可能期間（注）漁獲可能量を管理する期間

7 月～翌年 6 月

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで

② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（ただし、漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなったと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から 3 日以内

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を北海道ずわいがにオホーツク海南部漁業区分に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

特になし。

第 5 その他資源管理に関する重要事項

特になし。